

# 大分県報

令和二年  
第一六二号  
十二月一日

（火曜日）

## 目次

### 公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部改正……………一  
大分県道路交通法施行細則の一部改正……………一

### 公安委員会規程

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規程の制定……………二

### 告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請（二件）……………四  
土地改良区の定款変更認可……………九  
耕地整理組合長臨時代理者の指定……………九  
保安林の皆伐面積の限度の公表……………九  
佐賀関港臨港地区の指定案の縦覧……………一〇  
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………一〇  
臼杵都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧……………一〇  
佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧……………一〇  
玖珠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧……………一〇  
建築基準法による道路位置の指定……………一一  
開発行為の完了……………一一

### 監査公表

監査の結果に関する公表（定期監査）……………一一

## ○公安委員会規則

大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年12月1日

大分県公安委員長 板井良助

大分県公安委員会規則第7号

**大分県公安委員会事務決裁規則の一部を改正する規則**

大分県公安委員会事務決裁規則（平成13年大分県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表の道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する事務の部の第51条の2第1項の項を削る。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年12月1日

大分県公安委員長 板井良助

大分県公安委員会規則第8号

**大分県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

大分県道路交通法施行細則（昭和51年大分県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第4号中「第29条第1項第2号」を「第29条第1項第4号」に改める。

第2号様式の（裏）及び第2号様式の2の（裏）中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

### 附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に交付された改正前の大分県道路交通法施行細則第3条第1項第4号の規定による第2号様式及び同号エの規定による第2号様式の2の標章は、当該標章の有効期間が満了するまでの間は、改正後の大分県道路交通法施行細則第3条第1項第4号の規定による第2号様式及び同号エの規定による第2号様式の2の標章とみなす。

3 この規則による改正前の第2号様式及び第2号様式の2の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

## ○公安委員会規程

### 大分県公安委員会規程第2号

風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規程を次のように定める。

令和2年12月1日

大分県公安委員会委員長 板 井 良 助

#### 風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）第38条の4第1項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）第110条の規定に基づき、大分県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う風俗環境保全協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）の委嘱等に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

**第2条** 公安委員会による委員の委嘱は、法第38条の4第1項に規定する者のうち、地域における良好な風俗環境の保全のために必要な適格性を有すると認めるものに対し、委嘱状（第1号様式）を交付して行うものとする。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、協議会が置かれた地域を管轄する警察署長は、着任をもって委員に委嘱されたものとみなし、その任期は、在任期間の満了までとする。

(委員の解嘱)

**第3条** 公安委員会は、委員が前条第1項に規定する者に該当しなくなった場合、委員たるにふさわしくない非行のあった場合その他特別な理由がある場合は、任期中であっても、これを解嘱することができる。

2 委員の解嘱は、解嘱通知書（第2号様式）を交付して行うものとする。

(辞職の承認)

**第4条** 公安委員会は、委員から辞職の申出があり、これを承認したときは、辞職承認書（第3号様式）を交付するものとする。

**第5条** この規程に定めるもののほか、委員の委嘱等に関し必要な事項は、警察本部長が定

める。

#### 附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

## 委 嘱 状

氏 名

様

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則  
(昭和60年国家公安委員会規則第1号) 第110条の規定により  
風俗環境保全協議会委員に委嘱します。

年 月 日

大分県公安委員会 印

第2号様式 (第3条関係)

## 解 嘱 通 知 書

氏 名

様

風俗環境保全協議会委員を解嘱します。

年 月 日

大分県公安委員会 印

第3号様式（第4条関係）

### 辞職承認書

氏 名

様

風俗環境保全協議会委員の辞職を承認します。

年 月 日

大分県公安委員会



## ○ 告 示

### 大分県告示第六百七十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 申請の概要

- 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
東京都新宿区新宿四丁目三―二十三  
株式会社 ワールドリゾートオペレーション  
代表取締役 田 村 佳 克
- 2 特定事業場の所在地及び名称  
別府市大字南立石字引野二百四十六―一  
別府風雅

#### 3 設置される特定施設の種類

- 3 設置される特定施設の種類の種類  
ハ 入浴施設

種 類	種 類	力	能 力	
			種 類	力
工事着手予定年月日	―	〇・四四㎡	四基	
工事完成予定年月日	―			
使用開始予定年月日	―			
使用時間間隔	令三・一・一			
一日当たりの使用時間	六時～一〇時、一五時～二四時			
使用の季節的変動	なし			
単 位	通常	最大		

汚水等の一日当たりの量	単位	処理前	通常の値		処理前	最大の値										
		処理後	九四	九四	処理後	一一四	一一四									
	m <sup>3</sup> /日	九四	九四	一一四	一一四											
	m <sup>3</sup> /日															
汚水等の一日当たりの量	項目	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	窒素含有量	りん含有量	大腸菌群数	排出水量	単位	項目	通常	最大	通常	最大	
												mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l
5	排出水の量及び汚染状態の値	5・八〜八・六	一〇	二〇	二〇	四〇	八	三、〇〇〇以下	九四	通常	項目	九四	二〇	一八	二五〇	五・八〜八・六
4	汚水等の処理の方法	5・八〜八・六	一五	三〇	三〇	四五	四・五	三、〇〇〇	二・五	最大	項目	一一四	一五	一八	二五〇	五・八〜八・六
8	通常	五・八〜八・六	三五	四五	四・五	八	九	五・八〜八・六	九	通常	項目	九	三〇	四〇	二五〇	五・八〜八・六
10	最大	五・八〜八・六	一〇	一五	三〇	四五	五	五・八〜八・六	二	最大	項目	一一四	一五	一八	二五〇	五・八〜八・六

令和二年十二月一日

大分県報(告示)

一日当たりの排出水量		単位	通常 の値	最大 の値
		m <sup>3</sup> /日	八	一〇
項目	水素イオン濃度	単位	通常 の値	最大 の値
	mg/l	五・八〇八・六	五・八〇八・六	
汚水の 等汚染 の値	生物化学的酸素要求量	mg/l	一〇	一五
	化学的酸素要求量	mg/l	二〇	三〇
状態 の値	浮遊物質	mg/l	二〇	三〇
	窒素含有量	mg/l	四〇	四五
大腸菌 含有量	含有量	mg/l	四・五	五
	個/cm <sup>3</sup>	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇	

  

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所	
1 縦覧期間	令和二年十二月一日から同月二十二日まで
2 縦覧場所	大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所

  

大分県告示第六七十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

  

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
中津市大字田尻崎十番地  
TOTOFAINセラミックス株式会社  
代表取締役社長 升本 浩 之

2 特定事業場の所在地及び名称  
中津市大字田尻崎十番地

種 類	種	3 設置される特定施設の種類 TOTOFAINセラミックス株式会社 中津工場 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第六十五号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
	能 力	酸又はアルカリによる表面処理施設 直径四四〇mm円形ワーク対応	
工 事	工事着手予定年月日	令三・一・一六	
	工事完成予定年月日	令三・一・二四	
使 用	使用開始予定年月日	令三・二・一	
	使用時間間隔	間欠	
使 用	一日当たりの使用時間	二四時間	
	使用の季節的変動	なし	
汚水等の一日当たりの量	単位	通常 の値	最大 の値
	m <sup>3</sup> /日	〇・七五	〇・七五
項 目	水素イオン濃度	一〇・一	一〇・一
	生物化学的酸素要求量	三、二〇〇	三、二〇〇
汚染 の値	化学的酸素要求量	一、七〇〇	一、七〇〇
	浮遊物質	二、〇〇〇	二、〇〇〇
状態 の値	窒素含有量	四一	四一
	りん含有量	二二	二二
種 類	種	4 汚水等の処理の方法	
	能 力	生物化学的処理 生物処理+凝集式沈殿	
造 力	造	一五m <sup>3</sup> /時	
	造	コンクリート	
法 寸	法	六・八m×一・〇m×四・八m	
	寸		

能 処 種	理 方 式 類	力	汚水の汚染状態の値												汚水等の一		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日
			の値												の量							
			大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位		単位									
			個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m <sup>3</sup> /日	単位	単位							
凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	ダイキ浄化槽 FCFB三型	三五〇人槽 六二m <sup>2</sup> /日	排出水の量及び汚染状態の値												汚水等の一		なし	二四時間	連続	既設	既設	既設
			5												の量							
			大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位		単位									
			個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m <sup>3</sup> /日	単位	単位								
第一排水口	一日当たりの排出水量	単位	の値												汚水等の一		なし	二四時間	連続	既設	既設	既設
			排出水の量及び汚染状態の値												の量							
			大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位		単位									
			個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m <sup>3</sup> /日	単位	単位									
第一排水口	通常	通常	の値												汚水等の一		なし	二四時間	連続	既設	既設	既設
			排出水の量及び汚染状態の値												の量							
			大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位		単位									
			個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m <sup>3</sup> /日	単位	単位									
第一排水口	最大	最大	の値												汚水等の一		なし	二四時間	連続	既設	既設	既設
			排出水の量及び汚染状態の値												の量							
			大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位		単位									
			個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m <sup>3</sup> /日	単位	単位									
第一排水口	通常	通常	の値												汚水等の一		なし	二四時間	連続	既設	既設	既設
			排出水の量及び汚染状態の値												の量							
			大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位		単位									
			個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m <sup>3</sup> /日	単位	単位									
第一排水口	最大	最大	の値												汚水等の一		なし	二四時間	連続	既設	既設	既設
			排出水の量及び汚染状態の値												の量							
			大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位		単位									
			個/cm <sup>3</sup>	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m <sup>3</sup> /日	単位	単位									

令和二年十二月一日

大分県報(告示)

七





<p>大分県告示第六百七十四号</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。</p> <p>令和二年十二月一日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>		<p>土地改良区名</p> <p>須ノ原土地改良区</p>		<p>所在地</p> <p>日田市</p>		<p>認可年月日</p> <p>令二・一一・一八</p>					
<p>大分県告示第六百七十五号</p> <p>土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第二条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第四項の規定により、細耕地整理組合の組合長臨時代理者として次の者を指定した。</p> <p>令和二年十二月一日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>		<p>氏名</p> <p>幸康則</p>		<p>住所</p> <p>大分市大字細五〇番地の一</p>							
<p>大分県告示第六百七十六号</p> <p>令和二伐採年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき面積の限度は、次のとおりである。</p> <p>令和二年十二月一日</p> <p>大分県知事 広瀬勝貞</p>		<p>保安林種</p> <p>山林</p>		<p>単位区域名</p> <p>山国川地区 駅国川地区 西国東地区 東国東地区 別府地区</p>		<p>許可できる面積の限度（ヘクタール）</p> <p>四六七・〇二 四九八・八四 〇・三八 九八・二〇 一六三・六三</p>					
<p>水源かん養保安林</p>		<p>土砂流出防備保安林</p>		<p>土砂崩壊防備保安林</p>		<p>防風保安林</p>		<p>干害防備保安林</p>		<p>保健保安林</p>	
<p>大分南地区</p>		<p>大分北地区</p>		<p>山国川地区 駅国川地区 西国東地区 東国東地区 別府地区</p>		<p>山国川地区 駅国川地区 西国東地区 東国東地区 別府地区</p>		<p>山国川地区 駅国川地区 西国東地区 東国東地区 別府地区</p>		<p>山国川地区 駅国川地区 西国東地区 東国東地区 別府地区</p>	
<p>一、五二・四〇</p>		<p>一、四七二・〇八</p>		<p>一、七八・九四 五〇・四八 二八・〇八 三九・五〇 三二・五七 一一・五九 一三九・八八 一〇六・六三 三五七・五六 三〇・三四 一三五・三五 二四・八七</p>		<p>〇・一八 〇・〇八 〇・〇八 〇・一四</p>		<p>四〇・三三 三・五〇 三・五六 三・〇八 〇・九四 六・〇〇 一・〇六 二四・八〇 一〇・六四 六・九四</p>		<p>三六・二九 八〇・四六</p>	

令和二年十二月一日

大分県報（告示）

大分県告示第六百七十七号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第三項の規定により、佐賀関港臨港地区の区域の案を縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、同条第四項の規定により国土交通大臣に申し出て、臨港地区の区域の案の変更を港湾管理者に求めることを請求することができる。  
令和二年十二月一日

一 指定の区域  
大分県知事 広 瀬 勝 貞  
佐賀関港臨港地区を次のように指定する。

名 称	位 置	面 積	適 用
佐賀関港臨港地区	大分市大字佐賀関字太田、字臼手、字金山、字山田、字上浦町、字須賀、字日向泊及び字広浦の各字の一部	約一八・二ヘクタール	

(区域は、別図のとおり)

二 区域案の縦覧期間

令和二年十二月一日から  
令和二年十二月十五日まで

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部港湾課  
大分市向原西一丁目三番三十三号 大分土木事務所大分港振興室

(「別図」は、省略し、臨港地区の区域の案の縦覧場所に図書を備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百七十八号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び中津土木事務所に備え置いて一般の供覧に供する。

令和二年十二月一日

十 中津港の(二)概要の表中

大分県知事 広 瀬 勝 貞

A-11-1	泊地	二三、八〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 二九九メートル 六四隻分	を
A-11-1	泊地	二三、八〇〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 二九九メートル 六四隻分	に、
A-11-5	泊地	七、九五〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一二三メートル 二七隻分	を
A-11-5	泊地	七、九五〇 平方メートル	水深二メートル	小型船舶用 一二三メートル 二七隻分	に

改める。

大分県告示第六百七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり白杵都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(白杵都市計画区域マスタープラン)の変更の案を縦覧に供する。

なお、白杵市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

令和二年十二月一日

一 都市計画の種類

白杵都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(白杵都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

白杵都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 都市計画の変更の案の縦覧期間

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和二年十二月二日から  
令和二年十二月十六日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課  
臼杵市大字臼杵七十二番一 臼杵市都市デザイン課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条  
第一項の規定により、次のとおり佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(佐伯都市  
計画区域マスタープラン)の変更の案を縦覧に供する。

なお、佐伯市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出す  
ることができる。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

佐伯都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(佐伯都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

佐伯都市計画区域

(区域は、別図のとおり)

三 都市計画の変更の案の縦覧期間

令和二年十二月二日から  
令和二年十二月十六日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課  
佐伯市中村南町一番一号 佐伯市建設部都市計画課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条  
第一項の規定により、次のとおり玖珠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(玖珠都市  
計画区域マスタープラン)の変更の案を縦覧に供する。

なお、玖珠町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出す  
ることができる。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類  
玖珠都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(玖珠都市計画区域マスタープラン)

二 都市計画の変更に係る土地の区域

玖珠都市計画区域

三 都市計画の変更の案の縦覧期間

令和二年十二月二日から  
令和二年十二月十六日まで

四 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市・まちづくり推進課  
玖珠郡玖珠町大字帆足二百六十八番地の五 玖珠町企画商工観光課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第六百八十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、次  
のように道路の位置を指定した。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	道 路 の 幅 員	道 路 の 延 長
別第二一 号	速見郡日出町大字藤原字鰐沢 二〇八五番一二、二〇八五番 一五、二〇八五番一六、二〇 八五番二〇、二〇八五番二 一、二〇八五番二三、二〇九 〇番一、二〇九〇番二、二〇 九〇番一〇及び二〇九〇番一 七	令二・一一・一六	六・〇〇	九六・六六
	津久見市大字津久見字カキゾ			

白第二一二号	イ三九二七番三並びに字則近前三九二八番一、三九三七番二及び三九三八番三並びに三九三七番一、三九三八番一及び三九三八番三の各地先水路	令二・一一・一三	四・一五	二九・五四
--------	---	----------	------	-------

## ○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和二年十二月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 開発区域に含まれる地域の名称  
由布市湯布院町川上字隠山三百九十七番一ほか十六筆並びに四百番一ほか八筆の各地先里道及び三百九十八番一ほか三筆の各地先水路、字上原四百十四番二ほか九筆並びに四百十四番二ほか五筆の各地先里道及び四百十四番二ほか三筆の各地先水路並びに字宇土五百六十二番一ほか三筆並びに五百六十二番二ほか一筆の各地先里道及び五百六十二番二ほか一筆の各地先水路
- 開発区域の面積  
三万八千八・八六平方メートル
- 許可を受けた者の住所及び名称・氏名  
東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内  
T L S 6 特定目的会社  
取締役 高 山 知 也  
東京都渋谷区道玄坂一丁目九番五号  
東急リパブル株式会社  
代表取締役 太 田 陽 一
- 完了検査年月日  
令和二年十一月十六日

## ○監 査 公 表

### 監査委員公表第663号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年12月1日

大分県監査委員 首 藤 博 文  
大分県監査委員 長 野 恭 子  
大分県監査委員 木 付 親 次  
大分県監査委員 原 田 孝 司

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の対象

令和元年度における財務に関する事務の執行

##### 2 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査委員事務局、教育庁及び警察本部について、令和2年5月12日から同年9月30日までの期間において実施した。

	監査対象機関数
知事部局	81
議会事務局	1
人事委員会事務局	1
労働委員会事務局	1
監査委員事務局	1
教育庁	12
警察本部	30
合 計	127

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

#### 3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

<p>第2 監査の結果</p> <p>監査を実施した127機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり32機関において、6件の指摘事項及び32件の注意事項があった。</p> <p>その他の95機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。</p> <p>なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。</p> <p>(1) 指摘事項</p> <p>是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの</p> <p>② 故意又は重大な過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの</p> <p>④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの</p> <p>② 過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が適正を欠くもの</p> <p>④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p>			
<p>1 指摘事項</p> <p>監査対象機関</p> <p>(知事部局・総務部)</p>	<p>監 査 結 果</p>	<p>漁業管理課</p> <p>漁港漁村整備課</p>	<p>E T Cカード及び大手町駐車場プリペイドカードの管理について、使用簿の記載やカードの交付時等に保管責任者及び使用者が押印する行為を後日まとめて行ったり、返却日が未記入となっている事例や、使用者の失念等の理由により、カードの返却が遅延している事例が認められた。</p> <p>大分県鳥獣被害防止総合対策事業について、平成29年度に有害鳥獣の捕獲を目的とする箱わな等の機材の購入が年度末であり、結果として交付した補助金が十分に効果を発揮していないとして、より効率的な事業執行について検討を求めたが、措置対応が不十分で同様の事例が再び認められた。</p> <p>E T Cカードや法人カードの管理について、令和2年度のカード使用簿に保管責任者の交付及び返却にかかる承認や確認の押印が全くないなど、適正な管理がされていない事例が認められた。</p> <p>土木設計業務等委託契約の支出について、支払期日を数か月超過している事例が多数認められた。</p>
<p>2 注意事項</p> <p>監査対象機関</p> <p>(知事部局・総務部)</p>		<p>監 査 結 果</p>	
<p>行政企画課</p> <p>(知事部局・総務部)</p>	<p>資金前渡による国外旅行時のタクシー利用料の支出について、返納を伴う精算手続を5日以内に行うべきところを6か月以上遅延している事例が認められた。</p>	<p>地方消費税都道府県間清算システム運用業務委託契約等において、県から受託者への契約書の返送が遅延した結果、受託者が契約書に定められた日までに請求書を提出できなかつた事例が複数認められた。</p>	
<p>人事課</p> <p>(知事部局・農林水産部)</p>	<p>大手町駐車場プリペイドカードの購入について、購入の都度、支出負担行為を行わず、年度末に複数回分をまとめて処理している事例が認められた。</p>	<p>E T Cカードの管理について、カードを1枚紛失し、その経緯が不明であるなど、管理が適正でない事例が認められた。</p> <p>概算払いをした負担金について、相手からの負担金返還通知を受理し返納決議書を起票したにもかかわらず、その後の同決議書の決裁及び返納通知書の発行が遅れたことから、過払いした金額の返納が遅延した事例が認められた。</p>	

(知事部局・福祉保健部)		防災対策企画課	大分県地震・津波等防災・減災対策推進事業費補助金について、一部の補助事業者から提出された実績報告書に、補助金交付要綱で規定する添付書類が欠けている事例が認められた。
医療政策課	ETCカードの管理について、使用者の返却失念によりカードの返却が遅延している事例が認められた。	(知事部局・農林水産部)	
子ども未来課	妊活推進啓発事業出前講座委託契約について、受託者から提出された実施報告書の内容確認が不十分であったため、委託事業で対象としていない者への出前講座の実施に対し委託料を支出している事例が認められた。	地域農業振興課	物品の管理について、大手町駐車場グリインドカードを2枚購入したにもかかわらず、同時期に3枚購入した新規就業・経営体支援課と取り違えて、3枚の納品を受けたものとして所属長(物品管理者)による受入れ等の手続を行っていた事例が認められた。
子ども・家庭支援課	児童措置費負担金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、また、その額が依然として多額なことが認められた。	新規就業・経営体支援課	物品の管理について、大手町駐車場グリインドカードを3枚購入したにもかかわらず、同時期に2枚購入した地域農業振興課と取り違えて、2枚の納品を受けたものとして所属長(物品管理者)による受入れ等の手続を行っていた事例が認められた。
		農地活用・集落営農課	水田作物高付加価値産地づくり事業費補助金の補助対象経費について、農業希釈表の購入が年度末になり当年度中に活用されなかった事例及び実証圃に施用した肥料・農薬の量が明確ではなかった事例が認められた。
障害福祉課	児童措置費負担金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、また、その額が依然として多額なことが認められた。	水産振興課	ETCカードの管理について、使用者の失念等の理由により、カードの返却が遅延している事例が認められた。
(知事部局・生活環境部)		(知事部局・土木建築部)	
生活環境企画課	現金出納事務について、クリーニング師試験受験手数料等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。	砂防課	資金前渡による会議に伴う意見交換会費の支出について、精算手続を旅行終了後5日以内に行うべきところを4か月以上遅延している事例が認められた。
		建築住宅課	ETCカードの管理について、使用者の失念等の理由によりカードの返却が遅延し、また使用者のカードの管理も十分でない事例が認められた。
県民生活・男女共同参画課	犯罪被害者等支援コーナーデザイナー業務委託契約等について、受託者に適用される消費税簡易課税制度に係る理解を誤ったことから、消費税抜き委託金額にみなし仕入率50%を乗じて得られた額に税率10%を乗ずるなどして得られた額を税抜き委託金額に加算している事例が認められた。	豊後高田土木事務所	高田港港湾改修工事について、本来一般会計から支出すべき物揚場に係る維持修繕費用を、港湾施設整備事業特別会計から支出していた事例が認められた。

臼杵土木事務所	現金出納事務について、証紙売払収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。	鑑識課	現金出納事務について、証紙売払収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
佐伯土木事務所	通勤手当に係る特別料金加算額について、高速道路利用回数が実際に通勤した回数の5分の4を超えていない月があつたにもかかわらず、減額調整を行っていない事例や、減額調整する額の算定を誤っている事例が認められた。	交通企画課	公益財団法人大分県交通安全協会補助金について、交通安全啓発グッズの購入に当たり、補助金交付決定前に発注している事例が認められた。
豊後大野土木事務所	現金出納事務について、証紙売払収入等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。	3 監査の執行状況	各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。
（知事部局・会計管理局）	大分県収入証紙について、証紙の残高が証紙交付簿と一致しない事例が認められた。	監査対象機関	監査実施日
用度管財課	教員業務サポートスタッフ活用事業費補助金について、実績報告書の補助対象経費の金額が誤っているにもかかわらず額の確定を行い、補助金を過大に交付した事例が認められた。	知事室	令和2年7月21日、令和2年8月21日
（教育庁）	公務旅行において、使用する自家用車の登録手続が行われていないにもかかわらず、それを確認することなく、当該車両の使用を承認し旅行命令を発している事例が認められた。	行政企画課	令和2年7月20日、令和2年8月21日
教育人事課	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	県政情報課	令和2年7月21日、令和2年8月21日
教育財務課	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	人事課	令和2年7月22日、令和2年8月21日
社会教育課	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。	財政課	令和2年7月21日、令和2年8月21日
（知事部局・企画振興部）	大分県収入証紙について、証紙の残高が証紙交付簿と一致しない事例が認められた。	税務課	令和2年7月22日、令和2年8月21日
市町村振興課	総務事務センター	市町村振興課	令和2年7月21日、令和2年8月21日
政策企画課	おおいた創生推進課	総務事務センター	令和2年7月20日、令和2年8月21日
国際政策課	芸術文化スポーツ振興課	政策企画課	令和2年7月17日、令和2年8月19日
令和2年7月16日、令和2年8月19日	令和2年7月16日、令和2年8月19日	おおいた創生推進課	令和2年7月16日、令和2年8月19日
令和2年7月17日、令和2年8月19日	令和2年7月17日、令和2年8月19日	国際政策課	令和2年7月16日、令和2年8月19日
令和2年7月17日、令和2年8月19日	令和2年7月17日、令和2年8月19日	芸術文化スポーツ振興課	令和2年7月17日、令和2年8月19日

令和二年十二月一日

大分県報（監査公表）

一六

広報広聴課	令和二年七月十七日、令和二年八月十九日	商工観光労働企画課	令和二年六月二十三日、令和二年七月二十七日
統計調査課	令和二年七月二十日、令和二年八月十九日	経営創造・金融課	令和二年六月二十三日、令和二年七月二十七日
交通政策課	令和二年七月二十日、令和二年八月十九日	工業振興課	令和二年六月二十四日から六月二十五日まで、令和二年七月二十七日
(知事部局・福祉保健部)		情報政策課	令和二年六月二十四日から六月二十五日まで、令和二年七月二十七日
福祉保健企画課	令和二年七月二日、令和二年八月五日	商業・サービス業振興課	令和二年六月二十六日、令和二年七月二十七日
医療政策課	令和二年七月七日、令和二年八月五日	企業立地推進課	令和二年六月二十六日、令和二年七月二十七日
健康づくり支援課	令和二年七月八日、令和二年八月五日	雇用労働政策課	令和二年六月二十四日、令和二年七月二十七日
国保医療課	令和二年七月八日、令和二年八月五日	観光局観光政策課	令和二年六月二十五日、令和二年七月二十七日
高齢者福祉課	令和二年七月三日、令和二年八月五日	(知事部局・農林水産部)	
こども未来課	令和二年七月七日、令和二年八月五日	農林水産企画課	令和二年七月二十二日、令和二年八月二十七日
こども・家庭支援課	令和二年七月八日、令和二年八月五日	団体指導・金融課	令和二年七月二十八日、令和二年八月二十六日
障害福祉課	令和二年七月九日、令和二年八月五日	地域農業振興課	令和二年七月二十七日、令和二年八月二十六日
(知事部局・生活環境部)		新規就業・経営体支援課	令和二年七月二十七日、令和二年八月二十六日
生活環境企画課	令和二年六月十九日、令和二年七月三十一日	農地活用・集落営農課	令和二年七月二十八日、令和二年八月二十六日
うつくし作戦推進課	令和二年六月二十二日、令和二年七月三十一日	おおいたブランド推進課	令和二年七月三十日、令和二年八月二十六日
県民生活・男女共同参画課	令和二年六月十九日、令和二年七月三十一日	園芸振興課	令和二年七月三十日、令和二年八月二十六日
私学振興・青少年課	令和二年六月十九日、令和二年七月三十一日	畜産振興課	令和二年七月二十八日、令和二年八月二十六日
食品・生活衛生課	令和二年六月二十二日、令和二年七月三十一日	農村整備計画課	令和二年七月二十七日、令和二年八月二十六日
環境保全課	令和二年六月二十三日、令和二年七月三十一日	農村基盤整備課	令和二年七月二十七日、令和二年八月二十六日
循環社会推進課	令和二年六月二十三日、令和二年七月三十一日	林務管理課	令和二年八月三日、令和二年八月二十七日
人権尊重・部落差別解消推進課	令和二年六月十九日、令和二年七月三十一日	森林保全課	令和二年七月三十一日、令和二年八月二十七日
防災局防災対策企画課	令和二年六月二十二日、令和二年七月三十一日	漁業管理課	令和二年七月三十日、令和二年八月二十六日
(知事部局・商工観光労働部)		水産振興課	令和二年七月三十日、令和二年八月二十六日



海濱漁村整備課	令和2年7月31日、令和2年8月27日	日田土木事務所	令和2年5月12日から5月13日まで、令和2年6月5日
(知事部局・土木建築部)		中津土木事務所	令和2年5月12日から5月13日まで、令和2年6月4日
土木建築企画課	令和2年7月9日、令和2年8月7日	宇佐土木事務所	令和2年8月26日から8月27日まで、令和2年9月30日
建設政策課	令和2年7月10日、令和2年8月7日	(知事部局・会計管理局)	
用地対策課	令和2年7月9日、令和2年8月6日	会計課	令和2年8月4日、令和2年9月3日
道路建設課	令和2年7月16日、令和2年8月6日	用度管財課	令和2年8月5日、令和2年9月3日
道路保全課	令和2年7月16日、令和2年8月6日	(各種委員会)	
河川課	令和2年7月14日、令和2年8月6日	議会事務局	令和2年8月6日、令和2年9月3日
港湾課	令和2年7月14日、令和2年8月6日	人事委員会事務局	令和2年7月3日、令和2年9月3日
砂防課	令和2年7月10日、令和2年8月7日	労働委員会事務局	令和2年7月17日、令和2年8月27日
都市・まちづくり推進課	令和2年7月15日、令和2年8月6日	監査委員事務局	令和2年8月6日、令和2年9月3日
公園・生活排水課	令和2年7月15日、令和2年8月6日	(教育庁)	
建築住宅課	令和2年7月15日、令和2年8月7日	教育改革・企画課	令和2年6月30日、令和2年8月3日
施設整備課	令和2年7月10日、令和2年8月6日	教育人事課	令和2年6月26日、令和2年8月3日
豊後高田土木事務所	令和2年8月24日から8月25日まで、令和2年9月30日	教育財務課	令和2年6月30日、令和2年8月3日
国東土木事務所	令和2年5月20日から5月21日まで、令和2年6月10日	福利課	令和2年6月30日、令和2年8月3日
別府土木事務所	令和2年5月14日から5月15日まで、令和2年6月10日	義務教育課	令和2年6月30日、令和2年8月3日
大分土木事務所	令和2年5月20日から5月22日まで、令和2年6月12日	学校安全・安心支援課	令和2年7月1日、令和2年8月3日
臼杵土木事務所	令和2年5月18日から5月19日まで、令和2年6月11日	特別支援教育課	令和2年6月30日、令和2年8月3日
佐伯土木事務所	令和2年5月18日から5月19日まで、令和2年6月11日	高校教育課	令和2年7月1日、令和2年8月3日
豊後大野土木事務所	令和2年8月24日から8月25日まで、令和2年9月25日	社会教育課	令和2年7月1日、令和2年8月3日
竹田土木事務所	令和2年8月26日から8月27日まで、令和2年9月25日	人権教育・部落差別解消推進課	令和2年7月2日、令和2年8月3日
玖珠土木事務所	令和2年5月14日から5月15日まで、令和2年6月5日	文化課	令和2年7月2日、令和2年8月3日

令和二年十二月一日

大分県報(監査公表)

体育保健課	令和2年7月3日、令和2年8月3日	科学捜査研究所	令和2年8月4日、令和2年9月3日
（警察本部・警務部）		（警察本部・交通部）	
総務課	令和2年8月3日、令和2年9月3日	交通企画課	令和2年8月5日、令和2年9月3日
広報課	令和2年8月3日、令和2年9月3日	交通指導課	令和2年8月5日、令和2年9月3日
会計課	令和2年8月5日、令和2年9月3日	交通規制課	令和2年8月4日、令和2年9月3日
施設整備課	令和2年8月5日、令和2年9月3日	運転免許課	令和2年8月3日、令和2年9月3日
警務課	令和2年8月4日、令和2年9月3日	交通機動隊	令和2年8月3日、令和2年9月3日
厚生課	令和2年8月4日、令和2年9月3日	高速道路交通警察隊	令和2年8月5日、令和2年9月3日
監察課	令和2年8月4日、令和2年9月3日	（警察本部・警備部）	
留置管理課	令和2年8月3日、令和2年9月3日	警備企画課	令和2年8月5日、令和2年9月3日
情報管理課	令和2年8月3日、令和2年9月3日	外事課	令和2年8月5日、令和2年9月3日
（警察本部・生活安全部）		警備運用課	令和2年8月5日、令和2年9月3日
生活安全企画課	令和2年8月3日、令和2年9月3日	機動隊	令和2年8月4日、令和2年9月3日
地域課	令和2年8月3日、令和2年9月3日		
人身安全・少年課	令和2年8月4日、令和2年9月3日		
保安課	令和2年8月5日、令和2年9月3日		
サイバー犯罪対策課	令和2年8月5日、令和2年9月3日		
（警察本部・刑事部）			
刑事企画課	令和2年8月3日、令和2年9月3日		
捜査第一課	令和2年8月3日、令和2年9月3日		
捜査第二課	令和2年8月3日、令和2年9月3日		
組織犯罪対策課	令和2年8月5日、令和2年9月3日		
鑑識課	令和2年8月4日、令和2年9月3日		